**電安法の最新改正情報**

**「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について」の一部改正について**

令和5年8月1日付で、「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について」の一部改正が経済産業省より公表されました。

今回の改正は、別表第十と別表第十二について行われており、詳細は、[経済産業省 電気用品安全法のウェブサイト（トピックス）](http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/topics.html?_sm_au_=iVVZj0vgTVQQrPwN)で提供されています。「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正について」（令和5年8月1日）の部分をご参照下さい。

今回の改正の施行日は、令和5年8月1日です。ただし、改正から３年間は、なお従前の例によることができます。

今回の改正の概要は以下のとおりです。

別表第十：

電気用品の電波雑音の強さの許容値が別表第十に規定されていますが、マルチメディア機器や家庭用医療機器について、最新の国際的な通信障害対策を採用しているIEC 規格（うち電波雑音に関するEMC 規格のCISPR32等）の内容が反映されました。

別表第十二：

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 改正基準番号 | 整合規格（JIS等） | 対応IEC規格 | 表題 | 現行基準番号 | 現行本文 |
| 1 | J60335-2-29 (2023) | JIS C 9335-2-29:2019＋追補1:2023 | IEC 60335-2-29第5版(2016)＋Amd.1(2019) | 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－２９部：バッテリチャージャの個別要求事項 | J60335-2-29 (2019) | JIS C 9335-2-29:2019 |
| 2 | J60335-2-32 (2023) | JIS C 9335-2-32:2023 | IEC 60335-2-32第5版(2019) | 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－３２部：マッサージ器の個別要求事項 | J60335-2-32 (H30) | JIS C 9335-2-32:2018 |
| 3 | J60335-2-40 (2023) | JIS C 9335-2-40:2022+追補1:2023 | IEC 60335-2-40第6版(2018) | 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－４０部：エアコンディショナ及び除湿機の個別要求事項 | J60335-2-40 (H20) | JIS C 9335-2-40:2004 |
| 4 | J60335-2-60 (2023) | JIS C 9335-2-60:2023 | IEC 60335-2-60第4版(2017) | 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－６０部：渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれらに類する機器の個別要求事項 | J60335-2-60 (H30) | JIS C 9335-2-60:2017 |
| 5 | J60335-2-96 (2023) | JIS C 9335-2-96:2023 | IEC 60335-2-96第2版(2019） | 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－９６部：室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子及びこれを用いる機器の個別要求事項 | J60335-2-96 (2019) | JIS C 9335-2-96:2019 |
| 6 | J60947-4-1 (2023) | JIS C 8201-4-1:2023 | IEC 60947-4-1第4版(2018) | 低圧開閉装置及び制御装置－第４－１部：接触器及びモータスタータ：電気機械式接触器及びモータスタータ | J60947-4-1 (2020) | JIS C 8201-4-1:2020 |
| 7 | J60974-6 (2023) | JIS C 9300-6:2023 | IEC60974-6第3版(2015） | アーク溶接装置－第６部：限定使用率アーク溶接装置 | J60974-6 (H26) | JIS C 9300-6:2013 |